



広報さつま

— ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町 —

令和6年2月15日：第19版

【お知らせ版】

発行：さつま町役場 企画政策課 広報文書係
電話：(0996)24-8919

社会教育課 社会教育係から

募集

高齢者学級受講生を募集（令和6年度）

～新たな学びに挑戦してみませんか～

高齢者学級とは～ 町内在住の60歳以上の方を対象とする生涯学習の場です。6つの学級(大学)があり、どの学級でも入学できます。新たな学びに挑戦してみませんか！

いぬまき大学

【内容】

- 教養講座
- クラブ活動（レクダンス（体操）、ハーモニカ、民謡、書道、園芸）
- 研修旅行

【場所】 宮之城ひまわり館（送迎あり）

【申込先】 社会教育課 社会教育係
電話：26-1842

ことぶき大学

【内容】

- 教養講座
- クラブ活動（舞踊、大正琴、カラオケ）
- 研修旅行

【場所】 鶴田中央公民館（送迎あり）

【申込先】 社会教育課 社会教育係
電話：26-1842

やまさき大学

【内容】

- 教養講座
- クラブ活動（うたごえ、舞踊、手芸）
- 研修旅行

【場所】 山崎交流館（送迎あり）

【申込先】 山崎交流館
電話：56-8301

佐志高齢者学級

【内容】

- 教養講座
- クラブ活動（折り紙、オカリナ、転倒予防体操）
- 研修旅行

【場所】 佐志交流館（送迎あり）

【申込先】 佐志交流館
電話：53-0501

さつま熟年大学

【内容】

- 教養講座
- クラブ活動（切り絵、エコクラフト）
- 研修旅行

【場所】 薩摩中央公民館（送迎あり）

【申込先】 社会教育課 社会教育係
電話：26-1842

しび高麗者学級

【内容】

- 教養講座
- クラブ活動（レクリエーション、書道、パンフラワー、簡単お菓子づくり）
- 研修旅行

【場所】 虎居地区公民館

【申込先】 虎居地区公民館
電話：53-1272

【活動期間】 5月～令和7年3月

【開催日程】 毎月1回程度 午前10時～午後3時（日程は各学級へお問い合わせください。）

【申込方法】 希望する学級(大学)へ、直接電話してください。

【募集締切】 3月29日(金)午後5時まで

【その他】 教養講座のみやクラブ活動のみといった一部だけの申し込みはできません。



<お問い合わせ先>

さつま町教育委員会 社会教育課 社会教育係
電話：(0996)26-1842
窓口：本庁3階16番

案内 2月は「猫の適正飼養推進月間」です ～ルールを守って飼いましょう～

県では「鹿児島県動物愛護管理推進計画」を定め、適正飼養の取り組みを進めています。犬猫ともに殺処分数は年々減少していますが、さらに減らしていく必要があります。飼養されない猫の引き取りは、例年4月から増え始める傾向があり、猫の妊娠期間が約2ヶ月であることから繁殖時期が始まる2月を「猫の適正飼養推進月間」と定め、飼養者または管理者に終生飼養及び適正飼養を呼びかけています。

【終生飼養】 ～最後まで愛情と責任をもって～

飼い主には終生飼養の責任があります。最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。どうしても飼えなくなった場合には、新たな飼い主を探す取り組みを行ってください。

【適正飼養】

①室内で飼いましょう。

室内で飼うことで、猫を交通事故、争いによるケガ、感染症などの危険から守ることができます。また、ふん尿やゴミを荒らす、鳴き声がうるさいなど、猫による周辺住民への被害をなくすことは、飼い主の責務です。

②不妊・去勢処置をしましょう。

猫は繁殖力が強く、知らない間に子猫が産ま

れることがあります。飼い主が責任を持って世話できる頭数に抑えるためには不妊去勢手術が必要です。

③所有者明示をしましょう。

飼い猫だと分かるように、迷子札やマイクロチップなどを装着し、所有者明示をしましょう。たとえ室内飼いであっても、開いたドアから逃げってしまうことも考えられます。



<お問い合わせ先>

○鹿児島県川薩保健所衛生・環境課
電話：(0996)23-3167

○さつま町役場 町民環境課 環境係
電話：(0996)24-8928
窓口：本庁1階1番

助成 子育て世帯の支援に向けた給付金について ～申請期限が2月29日まで～

昨年11月にお知らせしました「子育て世帯の支援に向けた給付金」の申請期限が、2月29日までとなっています。給付の対象で申請がお済みでない方は、期限までに申請してください。

※この給付金は、新型コロナウイルスによる影響が長期化する中で食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯への生活支援として給付金を支給するものです。国の給付金(A)と町の給付金(B)のどちらか一方を受給できます。

■A 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

【対象者】 (国の給付金)

①ひとり親世帯分

・令和5年3月分の児童扶養手当受給者、4月分の新規児童扶養手当受給者は、令和5年5月31日に支給済

②その他世帯分(非課税・家計急変世帯)

・令和5年3月31日時点で18歳未満(障がい児の場合20歳未満)の児童を養育する父母等で、令和5年度の住民税(均等割)が非課税の方または令和5年1月以降の家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象

【支給額】 児童1人あたり5万円

<お問い合わせ先>

さつま町役場 子ども支援課 子育て支援係
電話：(0996)24-8940
窓口：本庁1階5番

■B さつま町子育て世帯応援給付金

【対象者】 (町の給付金)

・令和5年7月1日(基準日)時点でさつま町に住民登録があり、支給対象児童を養育する父母等
・国の給付金(A)を受け取った方を除く。

【支給対象児童】 ※国の給付金(A)の対象児童を除く。

平成17年4月2日から令和6年2月29日までに生まれ、基準日時点でさつま町に住民登録がある児童

【支給額】 1世帯当たり5万円

【申請方法】

対象者に申請書を個別送付、支給済、申請不要(通知のみ)のものがありますが、転入や出生、家計急変など未申請の方で対象と思われる場合、詳しくはお問い合わせ先へご連絡ください。

【申請期限】

2月29日(木) ※出生分は、3月15日(金)